	四　曲線コースの走行 五　方向変換
大型第二種免許及び中型第二種免許	一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　人の乗降のための停車及び発進 五　方向変換又は縦列駐車 六　鋭角コースの走行
大型仮免許及び中型仮免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　路端における停車及び発進 六　隘路への進入
準中型仮免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

3　第一項の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験においては、ＡＴ自動車を使用して行う項目をＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目の前に行うものとし、ＡＴ自動車を使用して行う項目について第九項に定める合格基準に達する成績を得ることができなかつた者に対しては、ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

4　次の各号に掲げる種類の免許に係る技能試験については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

一　ＡＴ普通免許（運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許をいう。以下同じ。）

二　ＡＴ普通第二種免許（運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通第二種免許をいう。以下同じ。）

三　ＡＴ普通仮免許（運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通仮免許をいう。以下この条において同じ。）

5　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

6　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第九項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになつたときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

［各号を削る。］

［項を加える。］

［項を加える。］

2　大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

3　技能試験は、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第五項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになつたときは、当該各号に定める距離の全部を走行させることを要しない。

一　大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許　六千メートル以上

二　大型免許、中型免許及び準中型免許　五千メートル以上